

SSKU

お元気ですか?  
**イリアンソス**  
です。

2009



## 理事長の散歩道 特集

「障害者自立支援法のその後」

「自立支援法私はこう思う」

**連載** この街の自立支援法③

「～事業所の移行について～」



※ 活動センターかなえ なのはなグループ  
山村 尊晶 作

社会福祉法人イリアンソス

● のぞみの家

東久留米市下里 2-7-18

042-473-9027

042-473-9036 (F)

iriansos@qq8.so-net.ne.jp

● 活動センターかなえ

東久留米市南沢 2-20-51

042-451-0252

042-451-0262 (F)

kanae@yg8.so-net.ne.jp

● なかまの家

東久留米市中央町 2-1-47

042-472-7130

042-444-3722 (F)

na0317@zc4.so-net.ne.jp

● 生活寮「うみ」「そら」

東久留米市下里 4-2-7

042-476-3400 (F兼)

umi-sora@dj9.so-net.ne.jp

理事長の散歩道



## 冬空に映える富士山

社会福祉法人イリアンソス  
理事長 山田耕一郎

### 晴天の元旦

2009年の元旦は快晴に恵まれ、穏やかな年明けであった。今年も、長男と鬼怒川の土手に立って、対岸の雑木林に顔を出してこられる初日の出を迎えた。東京も暮れから1月の8日まで晴天が続き、西の空を白く輝く富士山を見ることができた。私もおおかたの日本に住む庶民として、富士山を見ると、滝に打たれたように全身が清められるような思いに浸る。今年の冬は、富士山を近くに感じた年だといえる。

私は五合目までしか富士山に登ったことがない。しかし、その時の靴を通して感じた山肌の感触が今でも忘れられない。富士山の美しさは山頂の高さと整った山の稜線と裾の大きさが上げられる。その裾野といえ、学生時代に御殿場コロニーを訪問したことがあるが、その時の足に感じた感触も鮮明に思い出されるのである。

### 腰の据え方

山の裾野を足腰に例えるなら、富士山の腰はまさに日本一の大きさと座り方である。

障害をもったわが子を育てるとき、その腰の据え方が大切である。

わが子が、耳が聞こえない、目が見えない、知的発達が遅れていると、はつきりしたとき、何で？生きていけるのか？どうしよう？と、不安と苦悩に巻き込まれる。絶望が襲ってくる。その流れの中で子を道連れに命を絶つてしまった痛ましい例は古今からいまだになくなっていない。しかし、滝壺にみてわかるように、水も落ちきれば上がるしかないといわれているように、滝壺は確かに跳ね返った水が霧となっている。多くの先輩も私たちも、日々の忙しさに守られてその苦悩を乗り越え、子どもと一緒に生きていこうと覚悟する。しかし、その後も、苦悶は続く。幼稚園はどこ？学校はどうしよう？

井上美千代さんは「500gで生まれた娘へ」(ポプラ社発刊)中で、自分の体験を通じて、この腰を据えることの大切さを述べている。「いいですか、目の見えないことは忘れてください。手が目の代わりです。何でもさわらせてあげてください。」(盲学校の先生に言われる)見えないことを忘れる？手が目の代わり？これは残った力で、実体験から外界を分らせていくという、きわめて具体的な教育方法である。「障害児を育てるのは、親の腰の据え方一つ、それで、その子の将来が決まる。」とも言われる。誰かに頼るのではなく、

自分自身で一つ一つ根気よく育てて力をつけていく。ともすると代わってやってしまったり、何でこんなことができないのか？と怒りをぶつけてしまったりする。その結果は、より良い行動を促す前に、怒り方を教えてしまう結果になる。重度の知的障害児を大脳生理学の働きに基づいてその指導方法を科学的に高めてくれた障害児教育の父と慕われるフランスの科学者エドワード・セガンは1866年(明治維新が1868年であった)に表された著書「障害児の治療と教育」の中で、次のように述べている。

- 全ての事柄が与えることと引きだすことによつて教えられ、訓練される。
  - 一日に何回かの愉しさと安らぎとを作ることを忘れてはならない。我、日々の目的は進歩と同時に幸福である。
- 残っている力を大切にして、この子の親という立場を与えられてことに感謝し日々の愉しく過ごしていくということ、腰に据えてかかる時、生涯にわたって、幸福を与えられ、進歩を引き出し、いけるのでないだろうか。
- 冬空に映える富士の気高さに心を洗われながら……

## 障害者自立支援法のその後

どうなっちゃうの？  
私たちの生活は。。。

2008年10月31日(金)東京の日比谷公園で、「もうやめようよ!障害者自立支援法10・31全国大フォーラム」の集会が開かれました。この集会は、障害者自立支援法(以下、自立支援法)が成立した10月31日に行い、この法律の根本的な改善を目的に毎年繰り返して行われています。今回で3回目ですが、全国から障害者や関係者が500名集まり、自立支援法に「NO! NO! NO!」と叫びました。イリアンソスの利用者も参加し、全国から集まった人々と一緒に日比谷の街をパレードしました。

これまで、10・31大フォーラムは集会を行うたびに、「特別対策」や「緊急措置」といった自立支援法の軽減策を実現してきました。今回は、自立支援法の3年後の見直しの時期でもあり、抜本的な見直しの実現に向けて全国の仲間たちの力を結集させることができました。



**自立支援法の見直しのゆくえ**  
自立支援法の見直しの検討が行われた社会  
保障審議会・障害者部会(以下、障害者部会)

「もうやめようよ!障害者自立支援法」に参加!!

では、12月16日に自立支援法の「改正法案」の素案となる最終報告が発表され、12月25日には厚生労働省の「障害保健福祉関係主管課長会議」が行われ、見直しの原案が示されました。

しかし、その原案は抜本的な見直しにはほど遠いものでした。具体的には、これまでの「特別対策」や「緊急措置」の延長に留まっています。今回はその内容と課題をわかりやすく伝えていきます。

### 厚労省の評価と今後の課題

今回の見直しで新たに示されたものとして、「自立支援協議会」の設置の位置づけを法律上明確化することや、学齢期児童のための放課後型デイサービスを新たな枠組みにする。発達障害及び高次脳機能障害については、障害者とする。障害程度区分は、障害特性を反映するものに見直す。重度視覚障害者の同行支援（ガイヘル）を自立支援給付の対象とする、という点です。

自立支援協議会は、地域のあらゆる障害関係者が一堂に会して、障害福祉計画の進行管理を行う会です。実際に設置状況は芳しくなく、東久留米市でも、23年度までに実施するとしており、厚生労働省との計画とは相当ずれているのが実情です。また、学齢期の放課後保障や障害程度区分については、具体性は

なく方向性のみで終止しているだけです。



### 応益負担（障害者税）の議論は

では、これまでわたしたちが廃止を訴えていた「応益負担」などについては、どういう方向性を出しているのか見てみましょう。

結論は、「応益負担」の継続ということになっています。厚生労働省は「国・都道府県・市町村とともに利用者本人も一定の負担を行うことで、皆で支えあうことができる。利用者が事業者には費用を支払うことで、利用者の意見が事業者のサービス向上に活かされやすくなる」という理由をあげています。ただし、「特別対策」などの軽減措置については、平成21年4月以降も継続するといっているのです。

これだけの見直し内容になっており、おおむね自立支援法は順調にいったいっているといった主張が随所に表現されており、全く障害のある人の生活実態からかけ離れています。しかも、「特別対策」などによって、利用料の負担は、もはや応益負担ではないともいっているのです。厚労省は、場面によっていっていることをかえ、法律本体にある「100分の90を公費で…」の文章をそのままにしています。このことは、いずれ、わたしたちの運動の力が縮小したり、経済状況が変わることで「特別対策」などによって、軽減されている負担が変わることを意味しているのです。たとえば通所の利用者が月1,500円の負担になりますが、その軽減策がなくなり、給食費の負



担とあわせて増大していくことが予想される  
のです。

### 見直しが見送られたもの

次に特に見直しが必要だといわれていた課題について見てみます。まず、所得保障の拡充です。与党のプロジェクトチームの案である、障害基礎年金の見直し（2級年金を1級並みに、1級年金はさらに引き上げる）については、「年金制度の在り方など社会保障制度前本の見直しに関する議論との整合性を踏まえて検討していく」と先送りされました。また、住宅費加算の創設については、「障害者のみならず高齢者や母子施策などの整理が必要のため十分な検討が必要」と、さきおくりされました。

また、難病を対象とすることは、「そもそも身体障害の認定は、障害が固定または継続していることが、これまでの考え方だったため、慎重に検討すべき」という結論になり、ことごとく先延ばしをしています。

### これからしなければならぬこと

10月31日に日比谷に集まった人たちは、この自立支援法に対して「No!」とはっきり突きつけました。その声に国会議員は障害者の所得保障などさまざまな提案をしました。しかし、今回の見直しでは、国会議員の提案も厚生労働省は退けてしまいました。日本が官僚国家という所以を垣間見た観があります。それでも、自立支援法を変えていかなければ



ば、障害のある人の将来が見えてきません。もっともっと力を合わせて、国民に訴えこの国の本当の意味での豊かさを取り戻すために運動をつづけていきましょう。

# 寄稿 「自立支援法」私はこう思う

東久留米市立わかき学園元保護者

安家 達也

我が家には障害者自立支援法の対象になっている小学校6年と小学校2年の二人の娘がいる。去年の4月から先輩方のご尽力のおかげで移動支援が通学に使えるようになった。上の子は全盲で久我山盲学校へ通っているの  
で、ほとんど車での送迎となる。しかしもう一人の娘の送迎もあり、すべてを親が行うことは不可能で、移動支援が使えるようになったことは大変助かっている。だが、与えられた時間数は東久留米市では月に10時間。片道1時間(場合によっては1時間半近く)かかるので、往復すれば1週間分にすぎない。



一方次女のほうは同じ時間帯に第七小学校のしらゆり学級へ通っている。こちらは歩いて片道20分強。朝はたいてい親が途中まで送って行くが、帰りに送迎サービスを使うことがある。これ以外に、休日に時々ヘルパーさんに遊びに連れて行ってもらっているが、いずれにせよ、制度そのものの使い勝手は、はっきり言ってわかりづらいの一言に尽きる。

ギリシャ神話にプロクルステスという盗賊の話がある。彼は捕まえた犠牲者を寝台に寝かせ、もし寝台よりはみ出ればそこを切断し、寝台より小さかったらびったりになるまで体を引き延ばしたという。自立支援法はこの逸話を思い出させる。10時間という寝台があり、それを利用する人間はそれに自らを合わせなくてはならない。それぞれ必要としているサービスが障害者はみなちがう。それを一律に枠付けようとすれば見落とされるケースはたくさん出てくることだろう。是非とも障害者一人一人のニーズを中心としたきめ細やかな制度にしてもらいたいと思う。

## 連載

この街の自立支援法③  
事業所の移行について

つぎに障害者自立支援法(以下、自立支援法)が施行されて事業所(施設や作業所など)はどのような影響が出てきているのでしょうか。

### 移行できない事業所

自立支援法では、すべての事業所が2011年には新体系に移行することになっています。しかし、実際には事業所移行することを躊躇している事業所はたくさんあります。その理由は3つあると考えられています。1つは利用者から利用料を徴収しなければならぬことです。働きのきているのに利用料を払うことに納得できないし説明もできないからです。これまで、障害のある人も人としてあたりまえに生活を送るため、作業所や施設に通い仕事や活動をしてきました。そこには憲法で保障されている生存権を守るという思想が流れていました。しかし、自立支援法では作業所や施設を利用することは、サービスを利用することだから負担をしないさいという応益負担の考え方に大きく変わったのです。

### 事業によって運営費の支払われ方が違う

これまで、事業所の運営費は、東久留米市では大きく3つの形態にわかれています。1つは、補助金事業といわれる運営費です。これは、

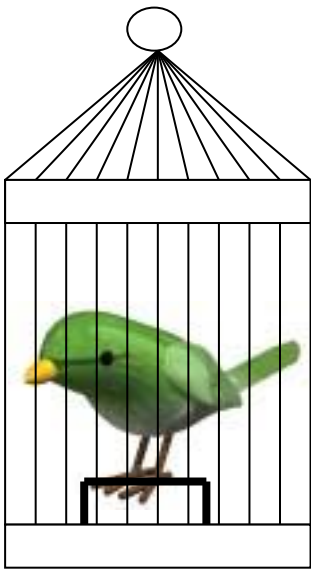
年末の朝日新聞には支援費を導入した京極某という人が、重度の障害者施設へ行ったら貯金が1千万近くもある人がいた、負担できるなら負担してもらわねば、というようなことを書いていた。その書きぶりに、施設にいる重度の障害者が1千万の貯金をしてはいけけないのだろうか、と言いたくなる気持ちだったが、それ以上に、これだけ日本中から、負担増により施設利用をやめざるを得ない人の話が伝わってくるし、これによって施設そのものの補助金が減り、サービスが低下。という悪循環の話も漏れ聞こえてくる。ごく少数の「お金持ち」(と言ったって、京極氏のほうがずっとお金持ちだろうに)の障害者から金をむしり取るために、他の「お金持ち」ではない障害者にも負担を強いるというむちゃくちゃさ。不穏当なたとえであることは十分承知の上で、あえて言えばテロリストが潜んでいるから一般人もろとも爆撃してしまえという論理を連想してしまう。

30年ほど前には福祉国家をめざしていたはずの日本の社会は、このところアメリカの新自由主義とかいう市場万能主義の後追いをし、競争をあおり、自己責任を言いつける殺伐とした世の中になってしまった。障害者にむけられているのも同じような発想なのではないか。しかしスタートラインが平等でない競争など競争ではないし、ましてやそこに自

己責任を問うことはできないはずである。乱暴な言い方をしてしまえば、自立支援法は障害者をこの同じスタートラインに立たせるために金を払えと言っているようなものではないだろうか。

個人的には嫌いなたとえだが、障害者は社会のカナリアだというたとえ話がある。ご存じのように坑夫は炭坑には必ずカナリアの cage を持つて入った。有毒ガスが発生すると、人より敏感なカナリアが先に騒ぎ出すので、炭坑内部の状態を知るバロメーターになるというのである。社会がおかしな方向に向かうと、まず障害を持つ人々が生きづらくなるというわけである。この話に乗れば、今の世の中はまさに有毒ガスが発生しているのは間違いない。カナリアがこれだけ騒いでいるのに、一般の人々はまだ気がついていない。

我が家の子供たちが成長したとき、日本の障害者福祉は北欧並みとはいかずとも、少しは良くなっているだろうか。



国の法律にはない事業ですが、東京都の条例によって運営が保障されている事業で、1年間の運営費の補助金が決まっています。現在では、「カウリー」や「かるがも」、「久留米の家」などの事業所が対象になっています。2つ目は、「バオバブ」や「のぞみの家」など、以前、措置施設といわれ国の法律にある事業の運営費です。この場合は、月の利用者の在籍人数で月の運営費が決まります。年度中の移動はほとんどないので、1年間の運営費の予想をたてて運営していました。もう一つ形態は「さいわい福祉センター」です。センターは東久留米市の委託事業ということで、1年間の運営費が契約で決まっています、利用者の数では運営費の金額は計算されません。

### 移行すると運営費が減る!?

自立支援法では、日払い制度になります。これは、利用者が通った日数によってその月の利用料が決まる形です。風邪や体調不良、ちよつと休憩するために作業所や施設を利用者が休むとその月の運営費が減るのです。「のぞみの家」では、約80%の出勤率なので、たとえば以前であれば100万円の収入が80万円しか入らないのです。運営する側にとって、職員の給料保障を考えるととても不安定な形です。特に精神障害者の方たちは毎日通うというよりはほとんどないため、今の補助金額と比べると明らかに運営費は減ってしまいます。そのため最後まで移行をしない作業所がたくさんあります。(つづく)

のぞみの家 施設長 磯部光孝

## ご寄付を

### いただきました。

(1月31日まで)

法人各施設にご寄付をいただいております。誠にありがとうございました。  
いただいたご寄付は法人各施設の充実に、将来構想の資金として大切に使用させていただきます。

イトーヨーカドー労働組合

東久留米支部様

イトーヨーカドー労働組合

滝山支部様

崎原ひとみ様

自由学園女子卒業生会様

藤田裕子様

山田耕一郎様

匿名1名様

ありがとうございます。

## 編集後記

昨年のリーマンブラザーズやサブプライ問題の金融危機で日本の景気やわれわれの懐も冷え込む一方。でも、なかまの家はいつでも一人ひとり個性でとにかく明るく、そんなことはへっちゃらとばかりいつも花が満開にほころぶように笑顔がいっぱい絶えない。こんな不景気を吹飛ばすような一人ひとりの笑顔を多くの人に知ってもらいたいな。

廣智章

法人の広報誌を刷新してから三回目の発行となりました。「理事長の散歩道は、理事長の人柄がでていい。」と好評をいただいています。  
多忙な中、毎回一番に原稿を書いていたでいています。原稿を読んでいると、私たちに話したいこと、伝えたいことが一杯あることを感じます。理事長自身が障害児の親として、また責任ある立場として、常に正義と勇気を持って障害者問題にかかわってこられたことの大きさを改めて思います。ぜひ、一読ください。

多田由美

## 編集委員会から…

表紙を飾る作品を募集しています。

「ぜひ表紙を飾りたい」という方のご応募をお待ちしています！

## 《 発行 》

特定非営利法人 障害者団体定期刊行物協会  
〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-26-21  
Tel 03-3416-1698 Fax 03-3416-3129

## 《 企画、編集 》

社会福祉法人 イリアンソス  
〒203-0043 東京都東久留米市下里 2-7-18  
Tel 042-473-9027 Fax 042-473-9036

## 《 編集委員会 》

安達 聡、磯部光孝、金野博志、多田由美、  
廣 智章、矢島正樹、吉村裕美



定価 100円